THREE TREES

最終下校時刻
１７：００

三木町立三木中学校　生徒指導だより　　令和５年１２月１日発行

１年間の振り返りと新年の目標を立てよう。

2023 年もいよいよ最後の１か月となりました。みなさんにとって今年はどんな年でしたか。よかったことが多かった人も、少なかった人にも、それぞれ反省点はあるはずです。2023 年が終わるこの１か月間で、１年間の振り返りを行い、新年の目標を立てましょう。

2023 年阪神タイガースは 38 年ぶりの日本一となりました。日本一となった夜には大阪の道頓堀に人があふれ、警察官が 1300 人態勢で警戒するなど大騒ぎとなりました。

ところで、阪神タイガースの岡田監督は優勝のことを**「アレ」**と表現し今年の流行語大賞にもノミネートされているのを知っていますか。岡田監督はもともと口癖のように**「アレ」**と言うのですが、今回は意識して優勝とは言わず**「アレ」**と表現していました。そう意識するような出来事があったのです。

2008 年当時も阪神タイガースを岡田監督が指揮していた時、調子がよく２位に最大１３ゲーム差をつけ、独走していました。しかし徐々にチームが調子を落としていた時、コーチが「こんなんじゃ優勝できひんぞ！」と選手を大声で叱り、また地元のスポーツ紙は優勝間違いなしというような表現で盛り立てました。しかしそれは逆効果となり、優勝を意識して勝ち急ぐ気持ちが先走り、どんどん調子を落とし、優勝を逃してしまい、岡田監督は解任されました。その時、岡田監督は優勝を意識させたらいけないと思い、目標としているものを**「アレ」**と意識していうようになったそうです。

さて、みなさんは 2024 年目標としている**「アレ」**はありますか。高校の合格でしょうか。部活動での成績でしょうか。はたまた精神的に成長することでしょうか。人は**「アレ」**が近づいたときそれをつかみ取りたくて焦ります。そんなときに大事になってくるのが、日々の積み重ねに自信をもって同じことを繰り返すことです。みなさんも意識しすぎることなく、同じことを積み重ねて**「アレ」**をつかみ取ってほしいものです。

12 月の生活目標：**服装を整えよう!!**

今月の目標は「服装を整えよう」です。冬服での登校をする人がほとんどとなりました。寒い時期になりましたので、登下校時には防寒着等の着用も許可されています。三木中学校では、冬服の下に、ワイシャツ、ブラウスまたはポロシャツを着用することになっています。どうしても寒いときには、冬の制服の内側にセーターやベストを着ても構いません。内側に着るセーターやベストは上の制服の袖や裾から出ないようにしてください。防寒着、冬服、いずれも三木中学校の制服としての着こなしをしっかりと考え、ルールを守って登校してください。

人権を大切にしていますか？12 月 4 日（月）～10 日（日）の１週間は人権週間です。

今では、世界の国々で数多くの人々に知られている世界人権宣言は、1948 年 12 月 10 日に第 3 回国連総会の場で採択されました。その後、1950 年第 5 回国連総会で毎年 12 月 10 日を「世界人権デー」と定め、加盟国などに人権思想の普及・啓発のための行事などを実施するよう呼びかけました。日本もこれを受け、毎年 12 月 4 日～10 日を「人権週間」として、全国的に人権意識の高揚を図るための啓発活動が展開されています。世界人権宣言は、第二次世界大戦がもたらした悲劇、苦悩、破壊への深い反省の中から生みだされたもので、「二度と戦争を起こしてはいけない」「差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和に通じる」という誓いが込められています。また、人類史上初めて、全世界全ての人々の人権を守ることを公的に明らかにしたものです。

宣言文は前文および３０条から構成されています。前文では「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として宣言されており、　第１条で、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、第２条で、「いかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と、その理念と差別撤廃が謳（うた）われています。また、第３条～第２１条では、政治的権利を含む市民的自由権(生命・自由・身体の安全、法の下の平等、逮捕・拘禁・追放の制限、参政権等)を、第２２条～第２７条では社会保障・労働権・教育、文化等への権利としての社会的生存権を詳しく定めています。　第２８条～第３０条では、人権の確立された社会秩序を享有する権利とそれに対する義務を強調し、破壊活動の不承認が示されています。　世界人権宣言の内容は普遍的なもので世界における人権の基準として、その後の世界における人権擁護、差別撤廃への取組に大きな役割を果たしてきており、各国の憲法や国内立法そして裁判判決などにも多大な影響を与えています。

冬休みに気をつけること

①　寒さに負けずに、健康面に注意する。

→寒くなりますが、手洗い・うがい、換気、マスクの着用などを忘れずに行い、また、免疫力を高めるためにも規則正しい生活を送りましょう。

②　２０２３年のまとめをする。

→この１年間を振り返り、勉強や部活動でやり残したことのないようにしましょう。

③　交通ルール・マナーを守る。

→一列通行、ヘルメット・あごひもの着用など、冬休み中も交通ルール・マナーを守りましょう。

④　目の前の人とのコミュニケーションを大切にする。

→スマホやゲームばかりに夢中になるのではなく、家族や友人との時間を大切にしましょう。

⑤　お金の管理に気を付ける。

→お年玉などの高額のお金を所持する可能性があるので、貸し借りをしたり、トラブルに巻き込まれたりしないようにしましょう。